



護岸の経済的設計について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成10年11月12日

事務連絡
平成10年11月12日

鳥取県土木部長 殿

建設省河川局治水課 流域治水調整官

護岸の経済的設計について（通知）

護岸の経済的設計に関しては、河川砂防技術基準の「護岸設計の基本」の項においても申し述べているところであり、また、平成10年6月4日付けの河川局防災・海岸課長通達「河川環境の保全が可能となるような工法の基準について」のなかでも重ねて通知しているところではありますが、補助事業において、景観を主たる目的とする石積み等の護岸で、河床が安定しているなど景観上の問題が生じない箇所に設置された護岸の根入れ部において、経済的な設計に対する配慮が十分でない工事が見受けられているところでもあります。

今後、護岸の経済的設計の主旨の一層の徹底を図るため、下記の点に留意して、護岸の設計を行うよう通知します。

記

法覆工の設計にあたっては、安全性の観点から、同一材料、同一工法による一体構造とすることが望ましいが、景観を主たる目的とする石積み等の護岸で、河床が安定しているなどの箇所に設置するものは、経済的な根入れ部分の構造とする。